

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十七年六月二十四日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第四十五条

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律
第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を次のように改める。

四 削除

第二条第四項中「第六号まで」を「第三号まで、第五号及び第六号」に改める。

第二十六条第二項中「第二条第一項第四号、第七号」を「第二条第一項第七号」に改める。

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改める。

第二節 特

目次中「第二節 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二条・第三十四条)」を

第二款

一定遊興飲食店営業等の規制等(第三十一条の二十二・第三十一条の二十五)に改める。

深夜における飲食店営業の規制等(第三十一条の二十二・第三十一条の二十五)に改める。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「待合」を「キャバレー、待合」に改め、「前号に該当する営業を除く」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号中「客席における」を「營業所内の」に、「第一号から第三号までに掲げる」を「前号に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第四項中「第五号及び第六号」を削り、同条第十一項第三号中「接待飲食等営業又は店舗型風俗特殊営業」を「前二号に掲げる営業」に、「日出時」を「午前六時」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 特定遊興飲食店営業

11 この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(客に酒類を提供して営むものに限る)で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの(風俗営業に該当するものを除く)をいう。

12

この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた特定遊興飲食店営業者をいう。

第四条第四項中「第二条第一項第七号」を「第一条第一項第四号」に改める。

第十三条の見出しを「営業時間の制限等」に改め、同条第一項を次のように改める。

風俗営業者は、深夜(午前零時から午前六時までの時間)においては、その営業を営まなければならない。ただし、都道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日区分に応じ、それぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として当該条例で定める日 当該事情のある地域として当該条例で定める地域

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事例のある地域として政令で定める基準に従い当該条例で定める地域

三 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

第十八条中「第一条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に、「第二十二条第五号」を「第二十二条第二項」に、「十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前後の時間を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入ってはならない旨」を「午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入ってはならない旨及び当該禁止又は制限の内容」に、「入り口」を「入口」に改める。

第十九条中「第一条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第二十一条中「及び前条第一項」を「前条第一項及び次条第二項」に改める。

第二十二条の見出しを「禁止行為等」に改め、同条第三号中「させ、又は客の相手となつてダンス」を削り、同条第四号中「日出時」を「午前六時」に改め、同条第五号中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改め、「同号の営業に係る営業所に開き、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時間を定めたときは、その者についてはその時」を削り、「日出時」を「午前六時」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるのを禁止し、又は当該営業者を営業所に客として立ち入らせるのを禁止し、又は当該営業者を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることに付いて、保護者の同伴を求めるなければならないものとすることその他の必要な制限を定めることができる。

第二十三条第一項中「第一条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第一項第四号」を「同項第八号」を「同項第五号」に、「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第一条第一項第八号」を「第二条第一項第五号」に改める。

第二十六条第一項中「第二条第一項第七号及び第八号」を「第二条第一項第四号及び第五号」に改める。

第二十八条第四項中「午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。」を削る。

第三十一条の六第三項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改める。

第四章第二节の節名を次のように改める。

第四章第二节中第三十二条の前に次の二款及び款名を加える。

第一款 特定遊興飲食店營業の規制等

(營業の許可)

第三十一条の二十一 特定遊興飲食店營業を営もうとする者は、營業所ことに、当該營業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く)、第五条(第一項第三号を除く)、第六条(第一項第三号を除く)、第七条(第一項第三号を除く)、第八条、第十条及び第十二条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く)、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く)及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店營業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四条第一項第五号及び第六号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項	第二十二条第一項	第十八条
第四条第二項第二号	あるとき	の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容される	当該營業	十八歳未満の者が
第四条第三項第一号	当該廃止した風俗營業と同一の風俗營業の種別の風俗營業所が前項第二号の地域内に営むべきであることを除く	ないとき(当該營業所が、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するホテル營業又は同条第三項に規定する旅館營業に係る施設内に所在し、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないためにその設備が許容されることは認められるものとのして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの)(次項において「ホテル等内適合營業所」といってあるときを除く)	当該營業(深夜における營業に限る)	その深夜における營業
第四条第三項第二号	、当該滅失前から前項第二号の地域に含まれていた	第三十一条の二十三において準用する前項第一号の地域に含まれない營業所	午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせる	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては、保険者が同伴しない十八歳未満の者が深夜においては十八歳未満の者が

第二十二条第一項	第十二条第一項	第十八条	第十三条第二項
第五号	第二十二条第一項第五号の營業に係る者にあつては、午後十時以後翌日の午前零時までの時間において客として立ち入らせる	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては、保険者が同伴しない十八歳未満の者が深夜においては十八歳未満の者が	午後十時以後翌日の午前零時前の時間においては、保険者が同伴しない十八歳未満の者が深夜においては十八歳未満の者が
第一条第一項及び第二号	当該營業(深夜における營業に限る)	当該營業(深夜における營業に限る)	その深夜における營業

第三十一条の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店營業者又はその代理人等が、当該營業に関する法律又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店營業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(營業の停止等)

第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店營業者若しくはその代理人等が当該營業に関する法律若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店營業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店營業者に対し、当該特定遊興飲食店營業の許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店營業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店營業の許を取り消し、又は特定遊興飲食店營業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店營業者に対し、当該施設を用いて営む飲食店營業について、六月(同項の規定により特定遊興飲食店營業の停止を命ずるときは、その停止の期間)を超えない範囲内で期間を定めて營業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第五十七条第一号中「第七条第六項」の下に「第三十一条の二十三」において準用する場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十条第三項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第十条の二第九項」の下に「第三十一条の二十三において準用する場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定

二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第一条 この法律による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「新法」という。)第三十一条の二十一の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新法第三十一条の一(二)によつて準用する新法第五条第一項の規定の例により、その申請を行つたことがで

きる。

2 前項の規定による申請に係る許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の刑を科する。

(経過措置)

第三条 次の各号に掲げる営業に關し、この法律による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は旧法の規定によりさりとての許可の申請その他の行為は、それぞれ当該各号に定める営業に關し、新法の規定により公安委員会がした許可、許可の取消し、営業の停止その他の処分若しくは通知その他の行為又は新法の規定によ

りされている許可の申請その他の行為とみなす。

一 旧法第一条第一項第一号に該当する営業 新法第二条第一項第一号に該当する営業

二 旧法第一条第一項第二号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当するもの又は旧法第二条第一項第五号に該当する営業 新法第二条第一項第二号に該当する営業

三 旧法第一条第一項第六号に該当する営業 新法第二条第一項第三号に該当する営業

四 旧法第一条第一項第七号に該当する営業 新法第二条第一項第四号に該当する営業

五 旧法第一条第一項第八号に該当する営業 新法第二条第一項第五号に該当する営業

2 前項各号に掲げる営業を營む者が当該営業に關し、法令若しくは新法に基づく条例の規定、新法に基づく処分又は旧法第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反した行為とみなす。

第四条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(旅館業法の一部改正)

第六条 旅館業法(昭和二十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「接待飲食等営業」の下に「及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業」を加える。

(建築基準法の一部改正)

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

別表第二项第二号及び同項第三号中「ダンスホール」を削る。

第八条 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第二项第三号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの」に改め、同表同項第三号中「十リットル以上三十リットル」を「十リットル以上三十九リットル」に改め、同号1中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワット」に改め、同号4中「研究機」を「研磨機」に、「乾燥研磨」を「乾燥研磨」に、「工具研磨」を「工具研磨」に改め、同号4の3中「研磨」を「研磨」に改め、同号4中「〇・七五キロワット」を「〇・七五キロワットを超える」に改め、同号5中「一・五キロワットを超える」を「一・五キロワットを超える」に改め、同号7中「一・五キロワットを超える」を「一・五キロワットを超える」に改め、同号8中「十キロワットを超える」を「十キロワットを超える」に改め、同号1中「めつき」を「メリッキ」に改め、同号11中「一・五キロワットを超える」を「一・五キロワットを超える」に改め、同項第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの」を加え、同項第六号中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加え、同表同項第二号中「ナイトクラブ」を削り、同項第四号中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの」に改め、同表同項中「若しくは観覧場」の下に「ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの」を加える。

(酒税法の一部改正)

第九条 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第十条第七号の二中「第二十二条第一項第六号(禁止行為)を「第二十二条第一項第六号(禁止行為等)」に、「第三十二条第三項」を「第三十二条の二十三(准用)」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百三十一号)の項中「第十条の二第二項」を「並びに第十条の二第三項及び第五項(これらの規定を第三十二条の二十三)において準用する場合を含む。」に改める。

内閣総理大臣 安倍晋三
総務大臣 山本早苗
財務大臣 麻生太郎
厚生労働大臣 塩崎恭久
国土交通大臣 太田昭宏

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	後	改	正	前
	(用語の意義)			(用語の意義)		
	第一条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。			第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。		
	一～三 (略)			一～三 (略)		
	四 削除			四 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（第一号		
				若しくは前号に該当する営業又は客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者（政令で定めるダンスの教授に関する講習を受けその課程を修了した者その他ダンスを正規に教授する能力を有する者として政令で定める者に限る。）が客にダンスを教授する場合のみ客にダンスをさせる営業を除く。）		
	五～八 (略)			五～八 (略)		
	2・3 (略)			2・3 (略)		
	4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第二号まで、第五号及び第六号のいずれかに該当する営業をいう。			4 この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第六号まで、いづれかに該当する営業をいう。		
	5～11 (略) (営業の停止等)			5～11 (略) (営業の停止等)		
	第二十六条 (略)			第二十六条 (略)		
	2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第一項第七号及び第八号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、			2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第一項第四号、第七号及び第八号の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、		

又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 後	目次	改 正 前
第一章～第三章 (略)		第一章～第三章 (略)	
第四章 性風俗関連特殊営業等の規制		第四章 性風俗関連特殊営業等の規制	
第一節 性風俗関連特殊営業の規制		第一節 性風俗関連特殊営業の規制	
第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等		第二節 深夜における飲食店営業の規制等 (第三十二条～第三十四条)	
第一款 特定遊興飲食店営業の規制等 (第三十一条の二十一～第三十二条の二十五)		第一款 深夜における飲食店営業の規制等 (第三十二条～第三十四条)	
第二款 深夜における飲食店営業の規制等 (第三十二条～第三十四条)		第二款 深夜における飲食店営業の規制等 (第三十二条～第三十四条)	
第三節～第五節 (略)		第三節～第五節 (略)	
第五章～第七章 (略)		第五章～第七章 (略)	
附 則		附 則	
(用語の意義)		(用語の意義)	
第一条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。		第一条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。	
一 キヤバレー、待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 (前号に該当する営業を除く。)		一 キヤバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業	
二 待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 (前号に該当する営業を除く。)		二 待合、料理店、カフエーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業 (前号に該当する営業を除く。)	

- 三) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（第一号に該当する営業を除く。）
- 四) 削除
- 五) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業として営むものを除く。）
- 六) 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた客席における照度を十ルクス以下として営むもの（第一号から第三号までに掲げる営業として営むものを除く。）
- 三) (略)
- 2・3 (略)
- 4) この法律において「接待飲食等営業」とは、第一項第一号から第二号までのいづれかに該当する営業をいう。
- 5) 10 (略)
- 11) この法律において「特定遊興飲食店営業」とは、ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前六時後翌日の午前零時前の時間においてのみ営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）をいう。
- 12) この法律において「特定遊興飲食店営業者」とは、第三十一条の二十一の許可又は第三十二条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けて特定遊興飲食店営業を営む者をいう。
- 13) この法律において「接客業務受託営業」とは、専ら、次に掲げる営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の

一部を行ふ」と（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・二 (略)

三 特定遊興飲食店営業

四 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、前三号に掲げる営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

(許可の基準)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第一項第四号の営業（ばらんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

(営業時間の制限等)

第十三条 風俗営業者は、深夜（午前零時から午前六時までの時間をいう。以下同じ。）においては、その営業を営んではならない。ただし、都

一部を行ふ」と（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業をいう。

一・一 (略)

三 飲食店営業（設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法（昭和二十一年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けて営むものをいい、接待飲食等営業又は店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。以下「酒類提供飲食店営業」という。）で、日出時から午後十時までの時間においてのみ営むもの以外のもの

(許可の基準)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 第二条第一項第七号の営業（ばらんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

(営業時間の制限)

第十三条 風俗営業者は、午前零時（都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日についてでは当該事情のある地域と

道府県の条例に特別の定めがある場合は、次の各号に掲げる日の区分に応じそれぞれ当該各号に定める地域内に限り、午前零時以後において当該条例で定める時までその営業を営むことができる。

一 都道府県が習俗的行事その他特別な事情のある日として当該条例で定める日

二 前号に掲げる日以外の日 午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として当該条例で定める地域

当該条例で定める地域

(略)

3 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、客が大声若しくは騒音を発し、又は酒に酔つて粗野若しくは乱暴な言動をすることその他営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼすことがないようにするために必要な措置を講じなければならない。

4 風俗営業者は、第一項ただし書の場合において、午前零時から同項ただし書に規定する条例で定める時までの時間においてその営業を営むときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、苦情の処理に関する帳簿を備え付け、必要な事項を記載するとともに、苦情の適切な処理に努めなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第一

して当該条例で定める地域内は午前零時以後において当該条例で定める時、当該条例で定める日以外の日にあつては午前一時まで風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内に限り午前一時）から日出時までの時間においては、その営業を営んではならない。

(略)

(年少者の立入禁止の表示)

第十八条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨（第二条第一項第一

五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第一項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容）を営業所の入口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九条 第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十一条 第十二条から第十九条まで、前条第一項及び次条第二項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為等）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・一（略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

八号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨（第二十二条第五号の規定に基づく都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨）を営業所の入り口に表示しなければならない。

（遊技料金等の規制）

第十九条 第二条第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度（まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金）に関する基準に従い、その営業を営まなければならない。

（条例への委任）

第二十二条 第十二条から第十九条まで及び前条第一項に定めるもののほか、都道府県は、条例により、風俗営業者の行為について、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な制限を定めることができる。

（禁止行為）

第二十二条 風俗営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・一（略）

三 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさせ、又は客の相手となつてダンスをさせること。

四 営業所で午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる」と（第二条第一項第五号）の営業に係る営業所にあつては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせる」と。）。

六 （略）

2 都道府県は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、条例により、第二条第一項第五号の営業を営む者が午前六時後午後十時前の時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる」とを禁止し、又は当該営業を営む風俗営業者が当該時間において十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる」とについて、保護者の同伴を求めなければならないものとする」とその他必要な制限を定めることができる。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちん）屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を賞品を提供してはならない。

五 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる」と（第二条第一項第八号）の営業に係る営業所にあつては、午後十時（同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせること。）。

六 （略）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第七号の営業（ぱちん）屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

2 第二条第一項第七号のまあじやん屋又は同項第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第五号の営業を當む者について準用する。

(営業の停止等)

第二十六条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第四号及び第五号）の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜における営業時間を制限することができる。

5～12 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二条第一項第八号の営業を當む者について準用する。

(営業の停止等)

第二十六条 (略)

2 公安委員会は、前項の規定により風俗営業（第二条第一項第七号及び第八号）の営業を除く。以下この項において同じ。）の許可を取り消し、又は風俗営業の停止を命ずるときは、当該風俗営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（前項の規定により風俗営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2・3 (略)

4 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、店舗型性風俗特殊営業（第二条第六項第四号の営業その他国家公安委員会規則で定める店舗型性風俗特殊営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間）をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

5～12 (略)

(処分移送通知書の送付等)

第三十一条の六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定は公安委員会が前項の規定により処分をしようとする場

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第一号の規定により受付所営業の停止を命じた場合について、それぞれ準用する。

第二節 特定遊興飲食店営業等の規制等

第一款 特定遊興飲食店営業の規制等

(営業の許可)

第三十一条の二十二 特定遊興飲食店営業を営もうとする者は、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならぬ。

(準用)

第三十一条の二十三 第二条第二項、第四条(第四項を除く。)、第五条(第一項第三号を除く。)、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条(第一項を除く。)、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条の二、第二十一条、第二十二条第一項(第三号を除く。)及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ適用する。。」の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第四条第一項 第五号及 び第六号	第二十六条第一項 第三十一条の二十五第一項
第四条第二項 第一号	を保全するため特にその設置を制限する必要
	の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許可され

合について、第三十一条の規定は公安委員会が同項第一号の規定により受付所営業の停止を命じた場合について準用する。

第二節 深夜における飲食店営業の規制等

			がある あるとき	る
第四条第三項 第二号イ	第四条第三項 第二号イ	第四条第三項 第二号イ	ないとき（当該営業所が、旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。）	ないとき（当該営業所が、旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業又は同条第三項に規定する旅館営業に係る施設内に所在し、かつ、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすことがないため特にその設置が許容されるものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（次項において「ホテル等内適合営業所」という。）であるときを除く。）
第一号の地域に含まれていた 当該滅失前から前項にあるもの	第一号の地域に含まれていた 当該滅失前から第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれておらず、か	当該滅失前から第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれておらず、か		

第二十一条	第十八条	第十四条及び第十五条	第四条第三項第二号ロ						
				、当該滅失以降に前項 第一号の地域に含まれ ることとなつた	、当該滅失以降に前項 第一号の地域に含まれ ることとなつた	当該滅失以降に第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれないこととな り、かつ、当該滅失した営業所 がホテル等内適合営業所に該當 していなかつた	当該滅失以降に第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれないこととな り、かつ、当該滅失した営業所 がホテル等内適合営業所に該當 していなかつた	当該滅失以降に第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれないこととな り、かつ、当該滅失した営業所 がホテル等内適合営業所に該當 していなかつた	当該滅失以降に第三十一条の二 十三において準用する前項第二 号の地域に含まれないこととな り、かつ、当該滅失した営業所 がホテル等内適合営業所に該當 していなかつた
第二十二条から第十九条	十八歳未満の者が その営業	午後十時以後翌日の午前零時前 の時間においては保護者が同伴 しない十八歳未満の者が、深夜 においては十八歳未満の者が、	深夜	政令	前項の規定によるほか 第一項ただし書の場合 において、午前零時か ら同項ただし書に規定 する条例で定める時ま での時間	深夜	政令	深夜	深夜
第三十一条の二十三において準 用する前項第二号の地域に含まれ ないこととなつた	その深夜における営業	午後十時以後翌日の午前零時前 の時間においては保護者が同伴 しない十八歳未満の者が、深夜 においては十八歳未満の者が、	深夜	政令	前項の規定によるほか 第一項ただし書の場合 において、午前零時か ら同項ただし書に規定 する条例で定める時ま での時間	深夜	政令	深夜	深夜

まで、前条第一項及び 次条第二項	用する第十二条、第十三条（第 一項を除く。）、第十四条、第 十五条、第十八条及び第十八条 の二
第二十二条	当該営業
第一項第一号及び第二号	当該営業（深夜における営業に 限る。）
第二十二条	十八歳未満
第一項第五号	午後十時から翌日の午前六時ま での時間において十八歳未満
第一条第一項第五号の 営業に係る営業所にあ つては、午後十時から 翌日の午前六時までの 時間において客として立 ち入らせる」と	午後十時以後翌日の午前零時前 の時間において保護者が同伴す る十八歳未満の者を客として立 ち入らせる場合を除く

(指示)

第三十一条の二十四 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指

示をする」とができる。

(営業の停止等)

第三十一条の二十五 公安委員会は、特定遊興飲食店営業者若しくはその代理人等が当該営業に關し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に違反した場合において著しく善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は特定遊興飲食店営業者がこの法律に基づく処分若しくは第三十一条の二十三において準用する第三条第二項の規定に基づき付された条件に違反したときは、当該特定遊興飲食店営業者に対し、当該特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて当該特定遊興飲食店営業の全部若しくは一部の停止を命ずる」とができる。

2 公安委員会は、前項の規定により特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、当該特定遊興飲食店営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月（同項の規定により特定遊興飲食店営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずる」とができる。

第二款 深夜における飲食店営業の規制等

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

一 営業所の構造及び設備を、国家公安委員会規則で定める技術上の基

(深夜における飲食店営業の規制等)

第三十二条 深夜において飲食店営業を営む者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

2 (略)

3 第二十一條第一項（第二号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同項第一号及び第一号中「当該営業」とあるのは「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同項第四号中「業務」とあるのは「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、同項第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の午前六時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、第一條第一項第五号の営業に係る営業所にあっては、午後十時から翌日の午前六時までの時間において客として立ち入らせる」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の届出等）

第三十三條 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（午前六時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。

2 (略)

3 第二十一條（第二号を除く。）の規定は、飲食店営業を営む者について準用する。この場合において、同條第一号及び第一号中「当該営業」とあるのは「当該営業（深夜における営業に限る。）」と、同條第四号中「業務」とあるのは「業務（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、同條第五号中「十八歳未満」とあるのは「午後十時から翌日の日出時までの時間において十八歳未満」と、「を営業所」とあるのは「を営業所（少年の健全な育成に及ぼす影響が少ないものとして国家公安委員会規則で定める営業に係るもの）」と、第一條第一項第八号の営業に係る営業所にあっては、午後十時（同号の営業に係る営業所に關し、都道府県の条例で、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入らせる」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる」とあるのは「保護者が同伴する十八歳未満の者を客として立ち入らせる場合を除く」と読み替えるものとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の届出等）

第三十三條 (略)

2～5 (略)

6 第十八条の二の規定は、酒類提供飲食店営業（日出時から午後十時までの時間においてのみ営むものを除く。）を営む者について準用する。

準に適合するよう維持する」と。

二 深夜において客に遊興をさせないと。

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第十三項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させる」と。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、国家公安委員会規則で定めるとことにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者については、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に

(受託接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十五条の三 接客業務受託営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該接客業務受託営業を営む者の使用人その他の従業者で第二条第十一項に規定する業務の一部に従事するもの（以下この節において「受託接客従業者」という。）に対し、受託接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させる」と。

二 (略)

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、国家公安委員会規則で定めるとことにより、営業所ごと（無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び無店舗型電話異性紹介営業を営む者については、事務所）に、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(接客従業者の生年月日等の確認)

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に

及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に關し客に接する業務に從事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一～三（略）

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（報告及び立入り）

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一～四（略）

五 特定遊興飲食店営業の営業所

規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に關し客に接する業務に從事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

一～三（略）

2 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、前項の確認をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

（報告及び立入り）

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者、深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者又は接客業務受託営業を営む者に対し、その業務に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる場所に立ち入ることができる。ただし、第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

一～四（略）

六・七 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に関する、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所若しくは第一条第七項第一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二・五 (略)

3・6 (略)

第二十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第一号又は第四号から第七号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

五・六 (略)

3・4 (略)

(少年指導委員)

第三十八条 (略)

2 少年指導委員は、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等（性風俗関連特殊営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業をいう。第二号において同じ。）に関する、次に掲げる職務を行う。

一 飲酒若しくは喫煙をしている少年、風俗営業、店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所若しくは一号の営業の受付所に客として出入りし、又はこれらの営業所若しくは受付所の付近をはいかいしている十八歳未満の者その他少年の健全な育成の観点から障害があると認められる行為を行つてゐる少年の補導を行うこと。

二・五 (略)

3・6 (略)

第三十八条の二 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員に、第三十七条第二項各号に掲げる場所に立ち入らせることができる。ただし、同項第一号、第一号又は第四号から第六号までに掲げる営業所に設けられている個室その他これに類する施設で客が在室するものについては、この限りでない。

二・五 (略)

2・5 (略)

(風俗環境保全協議会)

第三十八条の四 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業の営業所が集中している地域その他の特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして都道府県の条例で定める地域ごとに、当該地域を管轄する警察署長、当該地域の風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の管理者又は当該酒類提供飲食店営業を営む者、少年指導委員、地域住民その他の関係者により構成される風俗環境保全協議会（以下この条において「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 協議会は、風俗営業、特定遊興飲食店営業又は第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業に関し、地域における良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれのある事項についての情報を共有し、関係者の連携の緊密化を図るとともに、地域における良好な風俗環境の保全に対するこれらの営業による悪影響を排除するために必要な対策について協議を行ふものとする。

3 協議会の事務に従事する者又は当該者であつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条（略）

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条（略）

都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を

行うものとする。

一四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項又は第三十一条の二十一の二の許可の申請に係る営業所に関する、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号から第四号まで（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）に該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認又は第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

357 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十二条の五第一項、第三十二条の六第二項第一号、第三十二条の十五第一項、第三十二条の二十、第三十二条の二十一第二項第一号、第三十二条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第一号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

行うものとする。

一四 (略)

五 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

六 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に関する、第四条第二項第一号若しくは第二号又は同条第三項第一号から第四号までに該当する事由の有無について調査すること。

七 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認又は第十条の二第一項の認定の申請に係る営業所の構造及び設備が第四条第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

八 (略)

357 (略)

(聴聞の特例)

第四十一条 公安委員会は、第二十六条、第三十条第一項若しくは第三項、第三十二条の五第一項、第三十二条の六第二項第一号、第三十二条の十五第一項、第三十二条の二十、第三十二条の二十一第二項第一号、第三十二条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二若しくは第三十五条の四第二項若しくは第四項第一号の規定により営業の停止を命じ、又は第三

停止を命じ、又は第三十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しの六第一項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条（第三十一条の二十三）において準用する場合を含む。第四項及び次条において同じ。）、第十条の二第六項（第三十一条の二十三）において準用する場合を含む。第四項において同じ。）、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の二十五、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の二十一第二項第二号若しくは第三号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

十条第二項、第三十一条の五第二項、第三十一条の六第二項第三号若しくは第三十一条の十五第二項の規定により営業の廃止を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の二、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 （略）

4 第八条、第十条の二第六項、第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の二、第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号又は第三十九条第四項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係る聴聞の期日における

る聽聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号(第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)に該当すると認めた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項若しくは第三十一条の二十一の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項(これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合
- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第一項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

審理は、公開により行わなければならない。

(行政手続法の適用除外)

第四十一条の二 公安委員会がそのあらかじめ指定する医師の診断に基づき第四条第一項第四号に該当すると認めた者について行う第八条の規定による処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(国家公安委員会への報告等)

第四十一条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、国家公安委員会規則で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

- 一 第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認をし、又は第三十一条の二第一項、同条第二項(第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)、第三十一条の七第一項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合

- 二 第二十五条、第二十六条第一項、第三十一条の四第一項、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項、第三十一条の九第一項、第三十一条の十、第三十一条の十一第一項、第三十一条の十九第一項、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項、第三十一条の二十四、第三十一条の二十五第一項又は第三十五条の四第一項

、第二項若しくは第四項の規定による処分をした場合

場合

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれら代理人等が同項第一号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業若しくは違逆行爲をし、又は風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業を営む者、特定遊興飲食店営業者若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第一項、第三十一条の二十五第二項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館営業、興行場営業若しくは旅館業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体等)

2 前項に規定するもののほか、公安委員会は、風俗営業者、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者若しくはこれらの代理人等が同項第一号に規定する処分の事由となる行為若しくは違反行為をし、又は風俗営業若しくは無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業を営む者が同号に規定する処分に違反したと認める場合には、風俗営業の営業所の所在地又は当該行為若しくは当該違反行為が行われた時における無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める事項を通報しなければならない。

(飲食店営業等の停止の通知)

第四十二条 公安委員会は、第二十六条第一項若しくは第三十四条第二項の規定により飲食店営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、第三十条第三項の規定により浴場営業、興行場営業若しくは旅館営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は第三十五条の規定により興行場営業に係る営業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、速やかに、当該営業の所轄庁に処分の内容及び理由を通知しなければならない。

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体及び特定遊興飲食店営業者が特定遊興飲店営業の業務の適正化と特定遊興飲食店営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

2 国家公安委員会又は公安委員会は、前項の規定による届出をした団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の二十一の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認を受けた者

三 第十一条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十二条の二十、第三十一条の二十一第一項第一号、第三十一条の二十一、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第一項若しくは第三

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に内閣府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の内閣府令で定める事項を届け出なければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けた者

三 第十一条の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十二条の二十、第三十一条の二十一第一項第一号、第三十一条の二十一、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第一項若しくは第三

の四第一項若しくは第四項第一号の規定による公安委員会の処分に違反した者

反した者

五・六 (略)

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第一項第三号若しくは第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十二条の三第三項第一号、第三十二条の三第三項第一号、第三十二条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十二条若しくは第四号又は第三十二条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることができ

四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

五・六 (略)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 (略)

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項の認定を受けた者

四 第二十二条第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五・十 (略)

2 第二十二条第二号若しくは第四号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第三号、第三十二条の三第三項第一号、第三十二条の十三第二項第三号若しくは第四号又は第三十二条若しくは第四号又は第三十二条の十八第二項第一号に掲げる行為をした者は、当該十八歳未満の者の年齢を知らないことを理由として、前項の規定による処罰を免れることが

規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項、第三十八条の四第三項
又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項第一号若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の三第一項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第一項第一号若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の二十三第一項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二～五 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
二 第九条第五項後段（第二十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
三 第十条の二第二項（第二十一条の二十三において準用する場合を含

できない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

第五十一条 第二十条第六項、第三十八条第三項又は第三十九条第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の二十三において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の三第一項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号（これららの規定を第三十一條の二十三第一項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

二～五 (略)

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
二 第九条第五項後段（第二十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
三 第十条の二第二項（第二十一条の二十三において準用する場合を含

む。)の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第七条第五項(第七条の二第三項及び第七条の三第三項(「これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第七条第五項(第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第九条第三項(第十条第十項及び第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。以下「」の号において同じ。)又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらとの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらとの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者のを提出した者

四 第十条第一項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

五 第十条の二第七項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

あるものを提出した者

四 (略)

五 第二十四条第一項の規定に違反した者

六 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反した者

二 第七条第五項(第七条の二第三項及び第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第十条第一項の規定に違反した者

五 第十条の二第七項の規定に違反した者

む。)の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十条第三項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項(第三十一条の二十三)において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

六 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第六項の規定に違反した者
- 二 第十条第二項の規定に違反した者
- 三 第十条の二第九項の規定に違反した者